

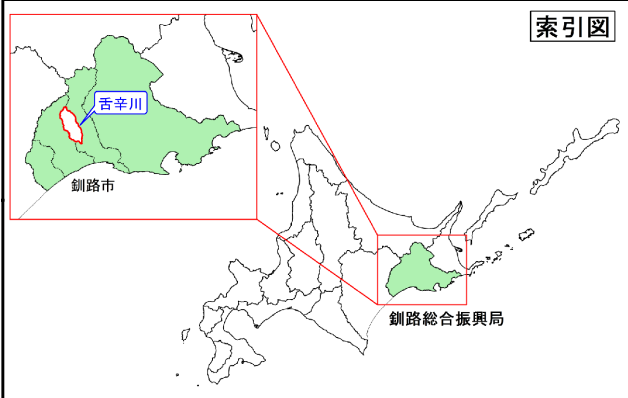
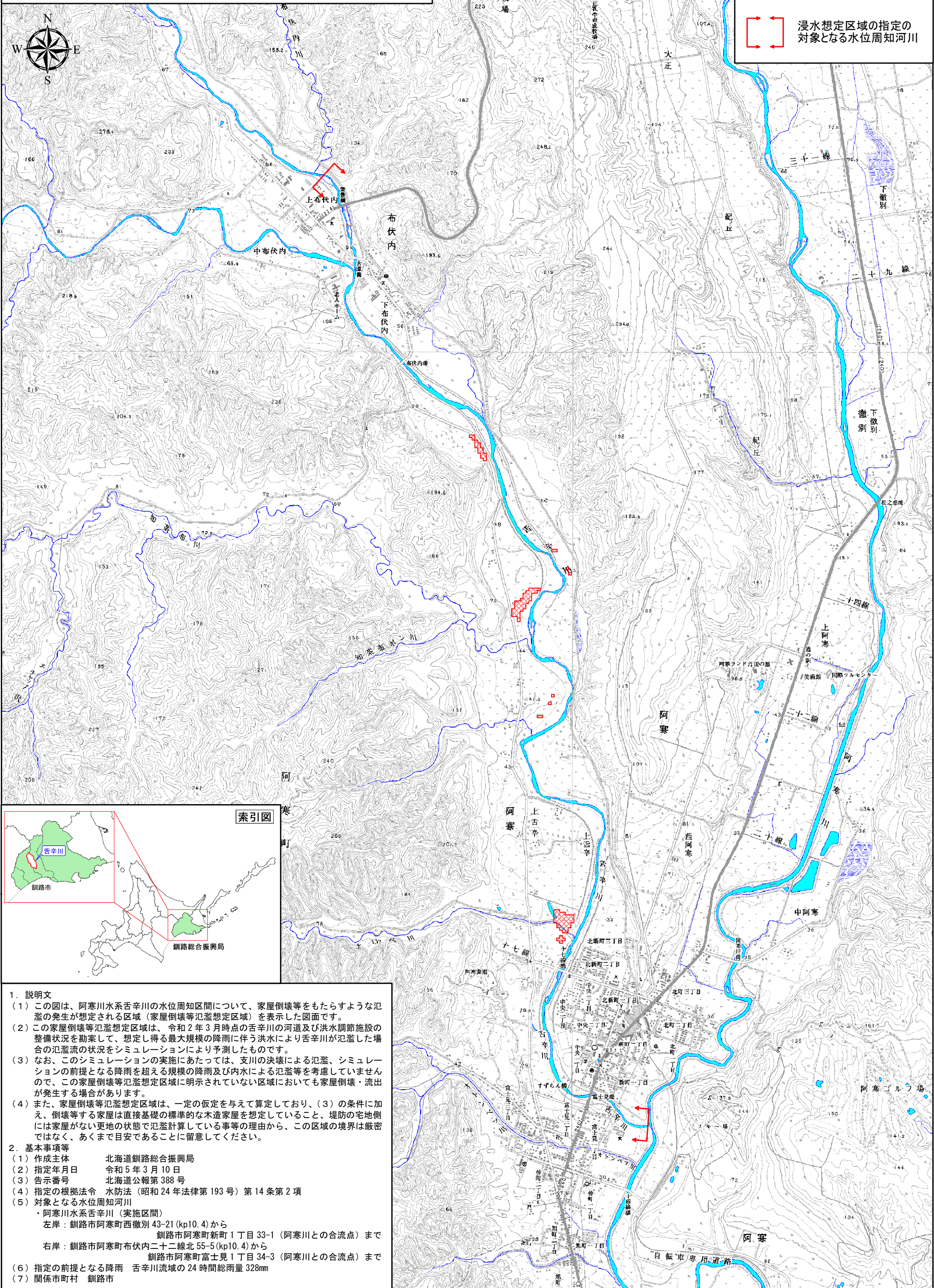
阿寒川水系舌辛川
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (釧路市)



凡 例

家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)

浸水想定区域の指定の
対象となる水位周知河川



1. 説明文
- (1) この図は、阿寒川水系舌辛川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、令和2年3月時点の舌辛川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により舌辛川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道釧路総合振興局
- (2) 指定年月日 令和5年3月10日
- (3) 告示番号 北海道公報第388号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
- (5) 対象となる水位周知河川
・阿寒川水系舌辛川(実施区間)
左岸：釧路市阿寒町西徹別43-21(kp10.4)から
釧路市阿寒町新町1丁目33-1(阿寒川との合流点)まで
右岸：釧路市阿寒町布伏内二十二線北55-5(kp10.4)から
釧路市阿寒町富士見1丁目34-3(阿寒川との合流点)まで
- (6) 指定の前提となる降雨 舌辛川流域の24時間総雨量328mm
- (7) 関係市町村 釧路市